

つくば市議会個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正の概要

1 改正理由

健康保険証及び運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係法令の一部改正等に対応するために、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

第3条第6号中「保険番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改める。

第3条第7号中「保険番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改める。

第3条第8号中「保険番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改める。

第3条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加える。

第3条第14号中「保険番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第8条第8項中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

その他の改正は、字句の整理によるもの

3 施行日

公表の日からとする。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日からとする。